

事 務 連 絡
令和2年4月14日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長

新型コロナウイルス感染症対策緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための
在宅勤務等の推進について

標記の件について、厚生労働省から各都道府県宛て、別添のとおり依頼があったので周知します。
貴組合（連合会）におかれましても、同様の御協力と関係者への周知をよろしくお願いいたします。

○添付資料

令和2年4月13日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室事務連絡(写)

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp